

千葉市中央区選挙管理委員会告示第18号

令和3年3月21日執行予定の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。

令和3年3月7日

千葉市中央区選挙管理委員会委員長 荒川 眞 治

場 所	繰り下げる時間	開く時刻
そごう千葉店 地下1階まつりの広場	1時間30分	午前10時00分